

L ア ラ ー ト 基 本 要 綱

2 0 2 6 年 5 月 1 8 日

第 1.0 版



総 務 省

目次

第1章 総則	2
第1条 基本要綱の目的	2
第2条 Lアラートの目的	2
第2章 Lアラートの定義と原則	2
第3条 定義	2
第4条 原則	2
第3章 Lアラートの利用	3
第5条 サービスの利用	3
第6条 情報発信者	3
第7条 情報仲介者	3
第8条 情報伝達者	3
第9条 公共利用者	4
第10条 協力事業者	4
第11条 情報活用者	4
第12条 サービス利用者間の情報共有	4
第13条 情報の編集と伝達	5
第14条 サービス利用者等の営利的活動	5
第15条 サービス利用者等の間の相互協力	5
第16条 法令・規約類の遵守	5
第4章 Lアラートのシステム	5
第17条 システムの可用性	5
第18条 標準技術の採用	5
第5章 Lアラートの運営	5
第19条 運営主体	5
第20条 運営の公平性・公正性	6
第21条 規約類の策定	6
附則	6

第1章 総則

第1条 基本要綱の目的

Ｌアラート基本要綱（以下「基本要綱」という。）は、災害情報共有システム（Ｌアラート。以下「Ｌアラート」という。）の理念、目的を明らかにし、当該システムの発展及び適切な運営と利用参加の推進を目的とする。

第2条 Ｌアラートの目的

地域社会における住民の生命及び財産の安全の確保は公的分野の大きな役割であるが、災害時等においては住民自らが自助及び共助に努めることも極めて重要である。そのためには、地方公共団体等の地域に密接した公的分野が発する各種情報を迅速に提供し共有化を図ることが住民の災害対応支援の必須の要件であり、被害の拡大抑止と早期復旧の要件でもある。

こうしたことから、災害情報を中心とした公共性の高い情報（以下「災害等公共情報」という。）を効率的に流通させる情報システムの構築が急務であり、そのためには災害等公共情報を発信し、又は伝達するといった役割を担うあらゆる組織、企業及び団体の協力が求められる。そうした理念に基づき、総務省はＬアラートを構築する。Ｌアラートは、災害等公共情報の一元的集約と国、地方公共団体その他の災害対応機関（以下「災害対応機関」という。）への情報提供を図るとともに、放送を始めとする各種情報媒体が効率的に地域の居住者、滞在者その他これらに準ずる者（以下「地域住民」という。）に対して情報を提供するためのサービスをＩＣＴ技術の活用によって実現し、広く公益に資する事を目的とする。

第2章 Ｌアラートの定義と原則

第3条 定義

Ｌアラートは、災害等公共情報を有する者と当該情報を広く地域住民に伝達する手段を有する者が共用することにより、両者の間での効率的な情報共有及び災害対応機関への情報提供を実現する情報システムである。

第4条 原則

第2条に掲げる目的を達するために、Ｌアラートには次の原則を定める。

- (1) 情報提供の迅速性・適切性及び情報の的確性・信頼性の原則
災害等公共情報が、迅速かつ的確に地域住民に提供されること。
- (2) 地域住民の視点での必要性、有用性の原則
地域住民のニーズに応え、住民生活の安心・安全に資すること。
- (3) 災害対応機関にとっての必要性及び有用性の原則

災害対応機関にとって必要性及び有用性が高いこと。

(4) 簡便性の原則

地方公共団体その他の災害対応機関及び当該団体等の職員にとって過度の負担とならないこと。

(5) 自主性及び任意性の原則

Lアラートの目的に賛同する者の自主的な参画により運用されること。

(6) 継続性及び浸透性の原則

継続的に運用され、必要な情報に係るサービスの提供が行われていることが地域住民に認知されること。

(7) 効率性の原則

効率性に反しないこと。

(8) 技術適応性の原則

I C Tの急速な進展を踏まえて対応すること。

第3章 Lアラートの利用

第5条 サービスの利用

Lアラートのサービスの利用は、前条第5号に定めるとおり、Lアラートの目的への賛同を前提とした自主的な発意によるものとする。

第6条 情報発信者

災害等公共情報を保有し、Lアラートに向けてその情報を発信する者を「情報発信者」という。情報発信者には、地方公共団体、ライフライン事業者（電気、水道、ガス、通信、公共交通機関）等が該当する。

第7条 情報仲介者

自ら情報の発信は行わず「情報発信者」からの災害等公共情報を集約し、総務省が指定する仕様に基づいてその情報をLアラートに向けて仲介する者を「情報仲介者」という。情報仲介者には、国の行政機関が該当する。

第8条 情報伝達者

Lアラートから情報配信を受け、地域住民に向けて伝達する者を「情報伝達者」という。情報伝達者には、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関及びインターネット付随サービスを提供する事業者等が該当する。

第9条 公共利用者

情報発信者、情報伝達者（以下「サービス利用者」という。）及び情報仲介者以外の者で、次の各号のいずれかに該当し、Ｌアラートからの情報を利用することを総務省から認められたものを「公共利用者」という。

- （１） 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関
- （２） 災害対策基本法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関
- （３） 前 2 号に掲げる者のほか、Ｌアラートからの情報を利用することが必要であると総務省が認める者

第 10 条 協力事業者

他のサービス利用者、情報仲介者及び公共利用者の利便性の向上に資する機能を提供することにより、Ｌアラートサービスの普及、向上及び発展に協力することを申し出た団体が総務省から認められた者を「協力事業者」という。協力事業者には、システム関連事業者、クラウドサービス事業者等が該当する。

第 11 条 情報活用者

次の各号のいずれかに該当し、かつ、Ｌアラートから受信した災害等公共情報をサービス利用者、情報仲介者、公共利用者及び協力事業者のいずれにも当たらない第三者に提供することを総務省から認められた者を「情報活用者」という。

- （１） 既にサービス利用者等としてＬアラートへの利用登録がある者のうち、情報活用者となることを希望する申請を総務省に行ったもの
- （２） 防災・減災に寄与するよう、Ｌアラートから受信した災害等公共情報を地方公共団体、ライフライン事業者等の公的分野に属する団体に提供することを専らの目的とする者

第 12 条 サービス利用者間の情報共有

Ｌアラートが収集する情報は全てのサービス利用者、公共利用者及び情報活用者によって共有され、共有に当たっての制限は原則として設けない。ただし、個人情報保護の観点及び情報発信者側の特段の理由から必要と判断される場合は、総務省は、必要に応じて情報の全部又は一部の共有を制限するものとする。

- 2 Ｌアラートが収集する情報を利用できる者はサービス利用者、情報仲介者、公共利用者、協力事業者及び情報活用者（以下「サービス利用者等」という。）に限定することを原則とするが、それ以外の組織、団体であっても当該組織、団体にＬアラートから情報を提供することが公共、公益又は本サービスの普及や向上に資すると総務省が認める場合は、情報を提供する場合がある。

第 13 条 情報の編集と伝達

情報伝達者は、取得した情報を伝達するに当たって、情報の採否と、伝達者としての使命を遂行するに相応な情報の形式や内容等に編集することを自主自律的な判断に基づいて行う権限を有するものとする。

第 14 条 サービス利用者等の営利的活動

Lアラートにおいては各サービス利用者等の活動における営利性を否定するものではないが、Lアラートの目的が公共性及び公益性にあることに十分に留意されなければならない。

第 15 条 サービス利用者等の間の相互協力

サービス利用者等は、災害対応が効率的に行われ、有効な情報が地域住民に対して迅速かつ確実に伝達されることを最優先事項とする。

- 2 サービス利用者等は、全てのサービス利用者等においてその社会的使命が滞りなく果たされるよう相互に協力し、これに反する状況を自ら生じさせるおそれのある行為は厳に慎まなければならない。

第 16 条 法令・規約類の遵守

サービス利用者等は、Lアラートに関わる活動において、関係法令並びに基本要綱及び第 21 条の規定に基づき別途策定する規約類（以下「規約類」という。）を遵守しなければならない。

第 4 章 Lアラートのシステム

第 17 条 システムの可用性

Lアラートは地域住民の安心・安全に関わる情報の提供を行うものであり、ネットワークを含む情報システム全体としての可用性は極めて重要であることから、特にその有用性を発揮すべき有時においても遅滞なく機能するよう考慮する。

第 18 条 標準技術の採用

Lアラートでは、そのシステムで使用する通信プロトコル、データ形式等には広く一般に使われる標準技術を採用し、独自性や特殊性を排するよう努めるとともに、総務省は、必要に応じて各種技術の標準化団体に対し実装に基づく技術検討を提案する。

第 5 章 Lアラートの運営

第 19 条 運営主体

Ｌアラートは、総務省が運営主体としてその運営に当たる。

- ２ 運営主体はＬアラートを運営するに当たって関係法令並びに基本要綱及び規約類を遵守しなければならない。

第 20 条 運営の公平性・公正性

Ｌアラートの運営は、その事業の公益性に鑑み、公平性及び公正性を担保しなければならない。

第 21 条 規約類の策定

Ｌアラートでは、その利用及び運営に関し、公平性及び公正性に留意しつつ規約、技術要件等を別に策定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。